

新婚生活を応援します！

おいらせ町では新規に結婚した世帯に対し、住宅賃貸借費用、住宅取得費や引っ越し費用の一部を予算の範囲内で助成します。

対象者

次の①～⑤の要件のほか町が定める要件すべてを満たす世帯が対象となります。

- ① ご夫婦共にもしくはどちらか一方がおいらせ町民で令和7年1月1日から令和8年2月28日までに婚姻届が受理された世帯
 - ② ご夫婦の所得を合わせて500万円未満の世帯
 - ③ ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
 - ④ 対象となる新居がおいらせ町内にある世帯
 - ⑤ 町内会に加入し地域活性化に協力する世帯
- ※他にも要件があります。

補助金上限額

29歳以下の場合

60万円

39歳以下の場合

30万円

申請期限までに支払った次の費用が対象です。
対象経費は、住宅取得費、住宅賃貸借費用、引越費、住宅リフォーム費です。

申請期限

令和8年2月27日(金)まで

※申請を予定している方は事前にご相談ください

- 事業の詳細や必要な手続き、書類については、右記の担当課へお問い合わせください。
- 制度の概要については、おいらせ町ホームページ「結婚新生活支援事業」をご覧ください。

【お問合せ先】

おいらせ町役場政策推進課 結婚支援担当
TEL：0178-56-4273